

提起ウ

協定項目 2 1 - 7 農林水産関係事業の取扱いについて（その 2）

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

農林水産関係事業の取扱いについて（その 2）

農林水産事業については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
1 農業集落排水管理事業業務地区数	管路の処理施設の保守・維持管理（電気料、水道料等）を含めた下水道施設の管理業務 18地区	同左 2地区	同左 5地区	同左 13地区	同左 2地区	同左 6地区	同左 2地区	現行のとおり新市に引き継ぎ、現行6町村の事務については上下水道局へ委託をする。
2 農業集落排水普及促進・改造資金助成対象工事制度 利子補給利率 貸付限度額 期間 償還方法 その他	該当なし	該当なし	水洗化に伴う排水設備工事 利子補給（銀行貸付） 3.5%以上の分 70万円以内 5年以内 元金均等月賦償還 普及促進助成金交付制度 3年以内の接続について助成 (1年目負担金の30%、2年目20%、3年目10%)	水洗化に伴う排水設備工事 利子補給（銀行貸付） 上限2% 200万円以内 5年以内 元金均等月賦償還 自家用汚水ポンプ場設置補助金交付制度 (工事費用の3/4、限度額50万円)	水洗化に伴う排水設備工事 利子補給（銀行貸付） 上限2% 100万円以内 5年以内 元金均等月賦償還 -	水洗化に伴う排水設備工事 利子補給（農協貸付） 無利子貸付 50万円以内 3年以内 初年度10万円償還 2年度 20万円償還 3年度 20万円償還 -	該当なし	合併時に再編する。 助成内容 無利子貸付 (直接貸付) 貸付限度額は100万円以内 なお、自家用汚水ポンプ工事がある場合は、50万円上乗せ 貸付期間は、3年以内